

岩手県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第63号

岩手県災害対策本部条例の一部を改正する条例

岩手県災害対策本部条例（昭和37年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第7項</u>の規定に基づき、岩手県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第8項</u>の規定に基づき、岩手県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。